

特記仕様書

(適用)

第1条 この特記仕様書は、地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院（以下 中央病院）が発注する、山梨県立中央病院 託児所改修工事に適用するものであり、本特記仕様書に明記なき一般事項については、山梨県県土整備部土木工事共通仕様書によるものとする。

(目的)

第2条 山梨県立中央病院託児所において、必要な個所へ流し台の設置及び不具合箇所の修繕を行う。

(履行場所)

第3条 山梨県甲府市富士見一丁目1-1

(施行の原則)

第4条 本業務の実施に当たっては、契約書・仕様書に基づいて行うものとし、これらに明記なき事項、疑義が生じた時には監督員と協議しなければならない。

(作業範囲)

第5条 本業務の作業範囲は次のとおりとする。

山梨県立中央病院 託児所改修工事	1 式
a) 1 階事務室改修工事	1 式
b) 2 階保育室改修工事	1 式
c) 2 階配膳室改修工事	1 式
d) 各部修繕	1 式

(作業上の留意点)

第6条 下記の点に留意し、作業を行うものとする。

- 1 作業を行う前に監督員と綿密な打合せを行うこと。
- 2 作業は他の機器や設備に損傷を与えないように行うこと。
- 3 試験点検で使用する機器等については、全て請負者が用意すること。
- 4 試験点検中に部品の破損、紛失等が生じた場合は、請負者の責により取替を行うこと。
- 5 作業の結果不具合を発見した場合は、監督員と協議し、軽微なものについては修理、調整を行うこと。
- 6 本特記仕様書に記されていない事項であっても、装置の機能上当然必要とされる点検試験等については行うこと。
- 7 安全対策には万全を期すこと。
- 8 作業実施日については、監督員と協議するものとする。

(暴力団排除)

第7条 「山梨県暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、請負者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、各種許可書を確認し、その書類を提示すること。

(保証期間)

第8条 本業務における補修対象機器の保証期間については、中央病院の取扱いに起因する損傷等の場合

を除き、検収の日から1年とする。

(提出書類)

第9条 提出すべき書類、報告書は次のとおりである。これらの書類は原則としてA4サイズとする。

工事報告書	1部
作業写真	1部
その他必要なもの	1部